

大阪府教育長公告第1号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定により、大阪府知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）が同法第14条第1項の書類に添付する同条第3項の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年4月1日から実施し、平成27年度以降の会計年度に係る同条第3項の監査報告書について適用する。

平成28年6月3日

大阪府教育長 向井 正博

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、平成27年度については、同基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているかどうかとする。